

総合保障制度の
特長のご案内

個人賠償責任補償

こども総合保険：個人賠償責任補償条項・受託品賠償責任補償特約・個人賠償責任補償条項の一部変更に関する特約・賠償事故の解決に関する特約

個人賠償責任補償は **自転車条例** にも対応！

高額損害賠償事故が
発生しています！

示談交渉サービス付^{※1}

国内外問わず^{※1}
24時間補償

※1 示談交渉サービスは国内のみ対象となります。

**高額損害賠償
にも対応^{※2}**

※2 限度額は加入するプランにより異なります。
詳細はパンフレットをご確認ください。

**約9,520万円の
賠償命令**

男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で
走行中、歩行中の女性と正面衝突。
女性が頭蓋骨骨折で意識不明。
(神戸地方裁判所2013年7月4日判決)

事 故 事 例

自転車で帰宅途中、
人とぶつかり
重傷を負わせてしまった。



お支払保険金

7,240,000円

投げたボールがそれで
車のガラスを
割ってしまった。



お支払保険金

234,200円

さらに

総合保障制度の個人賠償責任補償は
受託品賠償責任補償 もセットされています。

学校からの貸与端末を使用しているお子さまが偶然な事故で
貸与端末を壊してしまい、法律上の損害賠償責任が発生した
場合に補償の対象となります。

事 故 事 例

自宅学習中に
学校貸与端末を
誤って落とし破損した。



お支払保険金

64,000円

友達から借りたゲーム機を
公園に置き忘れて
紛失してしまった。



お支払保険金

27,500円

個人賠償責任補償と受託品賠償責任補償は

お子さまだけでなくご家族も補償！※



※上記以外にも補償対象となる場合があります。ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

未成年者が加害者となる場合の一般的な民法上の解釈

未成年者でも責任能力の有無によって、賠償の在り方が違ってきます。責任能力が認められている年齢は、事故の内容によって異なり裁判で判断されますが、おおむね12～13才が分かれ目といわれています。

責任能力あり
(おおむね12～13才以上)

本人が損害賠償責任を負う

責任能力なし
(おおむね12～13才未満)

親権者等が損害賠償責任を負う
民法714条に基づく責任 (責任無能力者の監督義務者等の責任)

責任能力がある場合でも、親権者等の監督義務違反と発生した事故との間に因果関係が認められる場合、親権者等の監督義務者に賠償責任(民法709条(不法行為による損害賠償責任))が発生する場合があります。

(注)上記解釈は、あくまでも目安です。事故の内容や裁判所の判例等により異なる場合があります。

個人賠償責任補償では、本人または親権者が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

【各プランの個人賠償責任補償には、「賠償事故の解決に関する特約」がセットされており示談交渉サービスが利用できます】

(受託品賠償責任補償は対象となりません。)ただし、次の場合には、引受保険会社は相手方と示談交渉することができません。

● 保険金をお支払いすることのできない事故 ● 損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故 ● 被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合 ● 引受保険会社が示談交渉を行うことについて相手方および被保険者の同意が得られない場合

● このチラシは同封のパンフレットの内容を補足するために、プラン内の補償項目につき概要をご説明したものです。詳細については、パンフレット記載の取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

● ご契約に際しては、事前に重要事項説明書を必ずご確認ください。

● 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

● 本補償のみを単独でご加入いただくことはできません。

● 個人賠償責任補償については、別の保険契約にて同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

引受保険会社：

AIG損害保険株式会社